

佐世保工業高等専門学校宿舎管理規則

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）が本校教職員等に貸与する宿舎の維持及び管理に関する基本的事項を定めて、その適正化を図ることを目的とし、独立行政法人国立高等専門学校機構宿舎規則によるもののほか、この規則に定めるところによる。

(宿舎管理の総括責任者)

第2条 校長は、本校の所管する宿舎（以下「宿舎」という。）の管理を総括するものとする。

(宿舎の所在地等)

第3条 宿舎所在地等については、別表第1のとおりとする。

(宿舎の貸与を希望する教職員の選定)

第4条 宿舎の貸与を希望する教職員が宿舎数を上回った場合又は同一宿舎入居の希望が重複した場合の選定は、以下のとおり入居優先順位を付すものとする。なお、同順位の者が複数名いた場合は、同居家族が多い者を優先とする。ただし、同居家族が同じ場合は、原則として抽選により先順位者を決定する。

- 一 機構に出資されない国の宿舎に居住する者
- 二 理事長が任命した者
- 三 婚姻等で新たに住居が必要となる者
- 四 新たに本校教職員に採用された者（他機関からの異動者を含む）
- 五 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則第2条に定めるフルタイム勤務教職員

(宿舎の貸与を受ける教職員の提出書類)

第5条 宿舎の貸与を受ける教職員は、「宿舎入居誓約書（第1号様式）」を校長に提出するものとする。また、宿舎入居時には、「宿舎の損傷等の確認・申出書（第2号様式）」を総務課経理係へ提出し確認を受けるものとする。

(宿舎の修繕等)

第6条 宿舎を維持するために必要な修繕等における居住者の負担するものについては、別表第2のとおりとする。

(管理業務)

第7条 宿舎の維持及び管理は総務課経理係が行うものとし、宿舎を貸与された者を除き、鍵の貸与は行わないものとする。

(管理人の選任)

第8条 校長は、必要があると認められるときは、「管理人選任通知書（第3号様式）」をもって管理人を選任し、宿舎管理業務を行わせるものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年11月1日から施行する。